

議案第66号

世田谷区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) こども家庭庁の設置等に伴う母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正により、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

世田谷区女性福祉資金貸付条例（昭和50年3月世田谷区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第7条第3号ただし書に規定する」を「第3条第7号の」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「同号ただし書」を「同令第7条第3号ただし書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。